

広島県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年四月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年四月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大田木ノ江線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町東野字先大田四〇三四番一 地先から 豊田郡大崎上島町東野字五十鷺四一五一番一 地先まで		七・〇〇 一〇・五〇	一〇・八〇 一六・〇〇	二八〇・〇〇 二八〇・〇〇	拡幅